

(資料三)

平成二十五年二月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	1
職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	2
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	2
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	3
島根県行政機関等設置条例及び島根県部設置条例の一部を改正する条例	3
使用料及び手数料の額の改定等に関する条例	4
島根県新型インフルエンザ等対策本部条例	15
島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例	16
県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例	16
島根県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	17
島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例	17
島根県風致地区条例を廃止する条例	18
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	18

島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び
運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 19

島根県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する
基準を定める条例 19

第22号議案

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

1 提案理由

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う次に掲げる条例の規定の整理

ア 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

イ 島根県県税条例

ウ 島根県病院及び診療所の人員、施設等に関する基準を定める条例

エ 島根県障害者介護給付費等不服審査会条例

オ 島根県障害者自立支援対策臨時特例基金条例

カ 島根県障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

キ 島根県障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

ク 島根県障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

ケ 島根県障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例

コ 島根県障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

サ 島根県障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

シ 島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(2) 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う(1)のア、イ及びシの

引用する条項の整理

3 施行期日

平成25年4月1日から施行する。ただし、2の(2)については、平成26年4月1日から施行する。

第23号議案

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

船員法の改正に伴い、及び赴任に伴い扶養親族を移転した場合における旅費をより実態に即したものとするため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 船員である職員に責があり雇入契約を解除した場合において、当該職員に対し、船員法の規定による送還に係る費用を旅費として支給するものとする事、及び当該支給した旅費の償還を請求するものとする事。
- (2) 扶養親族移転料のうち、扶養親族の旧居住地から新居住地までの移転に係る鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び旅行雑費については、職員の例に準じて計算した額とすること。
- (3) その他規定の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。

第24号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

道路の巡回の業務に従事する職員の範囲を拡大することに伴い、狂犬病予防作業等従事手当の支給について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

狂犬病予防作業等従事手当の支給要件に、隠岐支庁県土整備局又は県土整備事務所に勤務する職員が道路法に基づく犬又は猫の収容の作業に従事

したときを加えること。

3 施行期日

平成25年4月1日から施行する。

第25号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県内における医療機関の医師の確保及び充実を図るため、一般社団法人しまね地域医療支援センターに対して職員を派遣することについて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

職員を派遣することができる公益的法人等に一般社団法人しまね地域医療支援センターを追加すること。

3 施行期日

平成25年4月1日から施行する。

第26号議案

島根県行政機関等設置条例及び島根県部設置条例の一部を改正する条例

1 提案理由

防災及び危機管理の体制を強化するため本庁の組織及び地方機関の地区災害対策本部の所管を見直すこと、並びに浜田港の利用の促進を図るため浜田港湾振興センターを設置することに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 島根県部設置条例の一部改正

ア 防災部を設置すること。

イ 防災部の所掌事務を防災、危機管理、消防及び原子力の安全対策に関する事項とすること。

ウ その他規定の整備

(2) 島根県行政機関等設置条例の一部改正

ア 県民センターの事務のうち、防災に関する事務を県土整備事務所の事務とすること。

- イ 浜田港湾振興センターを浜田市に設置すること。
- ウ その他規定の整備
- (3) 次に掲げる条例の一部改正
 - ア 島根県防災会議条例
 - イ 職員の特殊勤務手当に関する条例
- 3 施行期日
 - 平成25年4月1日から施行する。

第27号議案

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例

1 提案理由

関係法令の改正その他の状況の変化に伴い、県が徴収する各種使用料及び手数料について、額の改定その他所要の措置を講ずる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 警察に関する手数料条例の一部改正

ア 風俗営業の許可に係る手数料の額の改定

ア) ぱちんこ屋その他遊技機に係る営業についての許可

区 分		改正前	改正後
a 認定を受け た遊技機以外 の遊技機（以 下「未認定遊 技機」とい う。）がない 場合	3月以内の期 間を限って営 む営業	1件につき 16,000円	1件につき 15,000円
	その他の営業	1件につき 27,000円	1件につき 25,000円
b 未認定遊技機がある場合		aで定める額 に、未認定遊 技機1台ごと に20円（検定 を受けた型式 に属する遊技	aで定める額 に、2,800円 （検定を受け た型式に属す る未認定遊技 機以外の未認

	<p>機以外の遊技機については、それぞれウの表のウで定める額から2,700円を減じた額)を加算した額</p>	<p>定遊技機(以下「特定未認定遊技機」という。)がある場合は、5,600円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額)を加算した額に、未認定遊技機1台ごとに40円(特定未認定遊技機については、それぞれウの表のウで定める額から8,000円を減じた額)を加算した額</p>
--	--	---

(イ) ア以外の風俗営業についての許可

区 分	改正前	改正後
3月以内の期間を限って営む営業	1件につき 15,000円	1件につき 14,000円
その他の営業	1件につき 27,000円	1件につき 24,000円

(ウ) ア及びイに係る減算額及び加算額の改定

区 分	改正前	改正後
許可を受けようとする者が同時に他の許可を受けようとする場合における当該他の許可に係る手数料からの減算額	1 件につき 9,300円	1 件につき 8,600円
許可を受けていた風俗営業の営業所が火災等により滅失したため当該営業を廃止した者が、風俗営業を制限する地域内において許可を受けようとする場合における当該許可に係る手数料への加算額	1 件につき 7,400円	1 件につき 6,800円

イ 遊技機の変更の承認に係る手数料の額の改定

区 分	改正前	改正後
未認定遊技機がない場合	1 件につき 3,400円	1 件につき 2,400円
未認定遊技機がある場合	3,400円に、未認定遊技機 1 台ごとに20円（検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機については、それぞれウの表のウで定める額から2,700円を減じた額）を加算した額	5,200円（特定未認定遊技機がある場合にあっては、8,000円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乘じて得た額を加算した額）に、未認定遊技機 1 台ごとに40円（特定未認定遊技機については、それぞれウの表のウで定める額か

ら8,000円を減じた額)を加算した額

ウ 遊技機の認定に係る手数料の額の改定

区 分		改正前	改正後
(ア)	遊技機試験を受けた遊技機の認定を受けようとする場合	1台につき 2,700円	1台につき 2,200円
(イ)	検定を受けた型式に属する遊技機(遊技機試験を受けたものを除く。)の認定を受けようとする場合	1台につき 2,720円	1台につき 4,340円
(ウ) (ア)又は(イ)の遊技機以外の遊戯機について認定を受けようとする場合	ぱちんこ遊技機		
	連続して作動させることができる特定装置が設けられているもの		
	マイクロプロセッサ内蔵のもの	1台につき 31,700円	1台につき 35,000円
	上記以外のもの	1台につき 8,200円	1台につき 16,300円
	特定装置が設けられているもの		
	マイクロプロセッサ内蔵のもの	1台につき 24,700円	1台につき 29,000円
	上記以外のもの	1台につき 8,200円	1台につき 16,300円
	上記以外のもの	1台につき 5,900円	1台につき 14,400円
	回胴式遊技機		
	マイクロプロセッサ内蔵のもの	1台につき 59,700円	1台につき 59,000円
上記以外のもの	1台につき 14,700円	1台につき 23,000円	

	アレンジボール遊技機		
	マイクロプロセッサー内蔵のもの	1台につき 30,700円	1台につき 35,000円
	上記以外のもの	1台につき 10,800円	1台につき 19,000円
	じゃん球遊技機		
	マイクロプロセッサー内蔵のもの	1台につき 30,700円	1台につき 35,000円
	上記以外のもの	1台につき 10,800円	1台につき 19,000円
	その他の遊技機		
	マイクロプロセッサー内蔵のもの	1台につき 24,700円	1台につき 29,000円
	上記以外のもの	1台につき 3,680円	1台につき 12,600円
	検定を受けた型式に属する遊技機（遊技機試験を受けたものを除く。）について認定を受けようとする者が同時に当該遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について認定を受けようとする場合における当該他の遊技機の認定に係る手数料の額	1台につき 20円	1台につき 40円
遊技機試験を受けた遊技機及び検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機について認定を受けようとする者が同時に当該遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について認定を受けようとする場合における2台目以降の認定手数料からの減算額	1台につき 2,700円	1台につき 8,000円	

エ 遊技機の型式検定に係る手数料の額の改定

区 分	改正前	改正後
ア) 型式試験を受けた型式について検	1件につき	1件につき

	定を受けようとする場合	6,300円	3,900円
	(イ) 他の都道府県公安委員会の検定を受けた型式(型式試験を受けたものを除く。)について検定を受けようとする場合	1 件につき 18,000円	1 件につき 6,300円
(ウ) (ア)又は(イ)の型式以外の型式について検定を受けようとする場合	ぱちんこ遊技機		
	連続して作動させることができる特定装置が設けられているもの		
	マイクロプロセッサ内蔵のもの	1 件につき 1,530,000円	1 件につき 1,435,000円
	上記以外のもの	1 件につき 296,000円	1 件につき 438,000円
	特定装置が設けられているもの		
	マイクロプロセッサ内蔵のもの	1 件につき 1,141,000円	1 件につき 1,128,000円
	上記以外のもの	1 件につき 296,000円	1 件につき 438,000円
	上記以外のもの	1 件につき 174,000円	1 件につき 338,000円
	回胴式遊技機		
	マイクロプロセッサ内蔵のもの	1 件につき 1,816,000円	1 件につき 1,621,000円
	上記以外のもの	1 件につき 399,000円	1 件につき 479,000円
	アレンジボール遊技機		
	マイクロプロセッサ内蔵のもの	1 件につき 1,193,000円	1 件につき 1,148,000円
	上記以外のもの	1 件につき 349,000円	1 件につき 482,000円
じゃん球遊技機			

	マイクロプロセッ サー内蔵のもの	1 件につき 1,192,000円	1 件につき 1,147,000円
	上記以外のもの	1 件につき 348,000円	1 件につき 481,000円

オ 遊技機試験に係る手数料の額の改定

区 分		改正前	改正後
ぱちんこ遊技 機	連続して作動させるこ とができる特定装置が 設けられているもの		
	マイクロプロセッ サー内蔵のもの	1 台につき 32,300円	1 台につき 43,300円
	上記以外のもの	1 台につき 8,100円	1 台につき 23,100円
	特定装置が設けられて いるもの		
	マイクロプロセッ サー内蔵のもの	1 台につき 25,300円	1 台につき 36,300円
	上記以外のもの	1 台につき 8,100円	1 台につき 23,000円
	上記以外のもの	1 台につき 5,700円	1 台につき 21,000円
回胴式遊技機	マイクロプロセッサー 内蔵のもの	1 台につき 62,300円	1 台につき 68,300円
	上記以外のもの	1 台につき 15,300円	1 台につき 30,300円
アレンジボー ル遊技機	マイクロプロセッサー 内蔵のもの	1 台につき 31,300円	1 台につき 42,300円
	上記以外のもの	1 台につき 10,800円	1 台につき 26,300円
じゃん球遊技 機	マイクロプロセッサー 内蔵のもの	1 台につき 31,300円	1 台につき 42,300円
	上記以外のもの	1 台につき	1 台につき

		10,800円	26,300円
その他の遊技機	マイクロプロセッサ内蔵のもの	1台につき 25,300円	1台につき 36,300円
	上記以外のもの	1台につき 3,300円	1台につき 19,100円
遊技機について遊技機試験を受けようとする者が島根県において同時に当該遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合における2台目以降の遊技機試験の手数料からの減算額		1台につき 2,300円	1台につき 14,300円

カ 型式試験に係る手数料の額の改定

区 分		改正前	改正後
ぱちんこ遊技機	連続して作動させることができる特定装置が設けられているもの		
	マイクロプロセッサ内蔵のもの	1件につき 1,524,200円	1件につき 1,442,000円
	上記以外のもの	1件につき 290,200円	1件につき 445,000円
	特定装置が設けられているもの		
	マイクロプロセッサ内蔵のもの	1件につき 1,135,200円	1件につき 1,135,000円
	上記以外のもの	1件につき 290,200円	1件につき 445,000円
	上記以外のもの	1件につき 168,200円	1件につき 345,000円
回胴式遊技機	マイクロプロセッサ内蔵のもの	1件につき 1,810,200円	1件につき 1,628,000円
	上記以外のもの	1件につき 393,200円	1件につき 486,000円

アレンジボー ル遊技機	マイクロプロセッサ 内蔵のもの	1 件につき 1,187,200円	1 件につき 1,155,000円
	上記以外のもの	1 件につき 343,200円	1 件につき 489,000円
じゃん球遊技 機	マイクロプロセッサ 内蔵のもの	1 件につき 1,186,200円	1 件につき 1,154,000円
	上記以外のもの	1 件につき 342,200円	1 件につき 488,000円

キ その他規定の整理

- (2) 島根県畜産技術センター分析等手数料条例の一部改正
牛の受精卵の性判別処理に係る手数料の額の改定

改正前		改正後	
1 卵につき	18,800円	1 卵につき	4,780円

- (3) 島根県漁港管理条例の一部改正

ア 荷さばき所、水産倉庫、漁船修理場、漁具干場、給水施設、給油施設、製氷冷蔵施設、加工場、事務所又はこれらに類する施設の設置に係る占用料の額の改定

ア) 占用料の額

改正前		改正後	
1 平方メートル 1 年につき	330円	1 平方メートル 1 年につき	280円

- イ) ア)に消費税額（地方消費税額を含む。）を含めた占用料の額

改正前		改正後	
1 平方メートル 1 年につき	346円50銭	1 平方メートル 1 年につき	294円

- イ 起重機の設置に係る占用料の額の改定

ア) 占用料の額

改正前		改正後	
1 基 1 年につき	2,710円	1 基 1 年につき	2,310円

(イ) (ア)に消費税額（地方消費税額を含む。）を含めた占用料の額

改正前		改正後	
1基1年につき	2,845円50銭	1基1年につき	2,425円50銭

ウ 砕氷塔（コンベアーを含む。）の設置に係る占用料の額の改定

(ア) 占用料の額

改正前		改正後	
1基1年につき	6,210円	1基1年につき	5,280円

(イ) (ア)に消費税額（地方消費税額を含む。）を含めた占用料の額

改正前		改正後	
1基1年につき	6,520円50銭	1基1年につき	5,544円

エ 施設又は工作物の設置を伴わない場合に係る占用料の額の改定

(ア) 占用料の額

改正前		改正後	
1平方メートル1月につき	30円	1平方メートル1月につき	24円

(イ) (ア)に消費税額（地方消費税額を含む。）を含めた占用料の額

改正前		改正後	
1平方メートル1月につき	31円50銭	1平方メートル1月につき	25円20銭

(4) 島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例の一部改正

ア 島根県さくらおろち湖自転車競技施設に係る使用料の新設

	区 分	単 位	使用料
附属設備	無線機能付き放送機材	1式4時間につき	110円
	携帯用トランシーバー	1セット4時間につき	110円
	スポーツタイマー	1台4時間につき	80円

イ アに伴う規定の整備

(5) 島根県港湾施設条例の一部改正

看板等の設置に係る使用料の額の改定

ア 使用料の額

改正前	改正後
表示面積1平方メートル1年につき 4,400円	表示面積1平方メートル1年につき 2,000円

イ アに消費税額（地方消費税額を含む。）を含めた使用料の額

改正前	改正後
表示面積1平方メートル1年につき 4,620円	表示面積1平方メートル1年につき 2,100円

(6) 島根県立都市公園条例の一部改正

ア 公園施設を設置し、又は管理する者に係る使用料の額の改定

ア その他の場合の使用料の額

改正前	改正後
1日10平方メートルにつき 39円	1日10平方メートルにつき 32円

イ アに消費税額（地方消費税額を含む。）を含めた使用料の額

改正前	改正後
1日10平方メートルにつき 40円95銭	1日10平方メートルにつき 33円60銭

イ 都市公園を占有する者に係る占有料の額の改定

ア 市部及び町村部におけるその他のものに係る占有料の額

改正前	改正後
1日10平方メートルにつき 39円	1日10平方メートルにつき 32円

イ アに消費税額（地方消費税額を含む。）を含めた占有料の額

改正前	改正後
1日10平方メートルにつき 40円95銭	1日10平方メートルにつき 33円60銭

(7) 島根県手数料条例の一部改正

宅地建物取引主任者証の書換え交付及び再交付に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
宅地建物取引主任者証の書換え交付又は再交付を受けようとする者	4,500円

3 施行期日

平成25年4月1日から施行する。ただし、2の(5)については、規則で定める日から施行する。

第28号議案

島根県新型インフルエンザ等対策本部条例

1 提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、新型インフルエンザ等の発生時に新型インフルエンザ等に係る対策に関する事務を行うため、島根県新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 島根県新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）の本部長、副本部長及び本部員の職務について定めること。
- (2) 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができること。
- (3) 対策本部の会議に関し必要な事項を定めること。
- (4) 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができること。
- (5) 対策本部に関し必要な事項は、知事が別に定めること。

3 施行期日

新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

第29号議案

島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

1 提案理由

行政需要の変動に伴い、地方警察職員の定員を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

警察官の定員の改正

区 分	改正前	改正後	増 減
警視	72人	72人	-
警部	147人	148人	1人
警部補及び巡査部長	831人	837人	6人
巡査	436人	438人	2人
計	1,486人	1,495人	9人

3 施行期日

平成25年4月1日から施行する。

第30号議案

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例

1 提案理由

児童数及び生徒数の変動等に伴い、職員の定数を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

高等学校の教育職員等の定数の改正

区 分	改正前	改正後	増 減	
高等学校	教育職員	1,626人	1,632人	6人
	事務職員、技術職員その他の職員	196人	193人	3人
特別支援学校	教育職員	983人	985人	2人
	事務職員、技術職員その他	80人	80人	-

	の他の職員			
小学校及び	教育職員	5,157人	5,101人	56人
中学校	事務職員及び技術職員	360人	371人	11人

- 3 施行期日
平成25年4月1日から施行する。

第31号議案

島根県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

1 提案理由

介護報酬の改定により介護職員処遇改善加算が創設されたことに伴い、基金を活用した介護職員の処遇の改善を支援する事業の実施の必要性がなくなることから、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 基金の名称を島根県介護保険施設等開設支援臨時特例基金（以下「基金」という。）に改めること。
- (2) 基金を財源とする事業から介護職員の処遇の改善を支援する事業を削除すること。
- (3) 条例の題名を島根県介護保険施設等開設支援臨時特例基金条例に改めること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第32号議案

島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県立浜田高等学校今市分校を廃止するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

島根県立浜田高等学校の分校の廃止

3 施行期日

平成25年4月1日から施行する。

第33号議案

島根県風致地区条例を廃止する条例

1 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備等に関する政令の施行により風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、島根県風致地区条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 施行期日

規則で定める日から施行する。

第34号議案

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県営住宅を浜田市へ譲渡するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

県営住宅の設置を定めた別表から次の団地を削除すること。

団地の名称	所在地
旭インター団地	浜田市

3 施行期日

平成25年4月1日から施行する。

第35号議案

島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めること。

ア 従事する従業者及びその員数

イ 障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害児の安全の確保及び秘密の保持に密接に関連するもの

ウ 利用定員

エ その他人員、設備及び運営に関する事項

(2) 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う規定の整理

(3) 引用する条項の整理

(4) その他規定の整備

3 施行期日

平成25年4月1日から施行する。ただし、2の(3)については、平成26年4月1日から施行する。

第36号議案

島根県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

1 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、県が設置する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定

める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

県が設置する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な園路、広場、屋根付広場、休憩所、管理事務所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、手洗場、掲示板及び標識の設置に関する基準を定めること。

3 施行期日

公布の日から施行する。